

宜野湾港マリーナ
指定管理者募集要項

平成20年8月

沖縄県土木建築部港湾課

【目 次】

1	宜野湾港マリーナ指定管理者の募集について	1
2	宜野湾港マリーナの設置目的	1
3	指定管理者による管理運営の基本的な考え方	1
4	施設の概要	2
5	指定管理者の業務	2
6	自主事業	3
7	指定の期間	4
8	管理に要する経費	4
9	管理の基準等	4
10	県と指定管理者のリスク分担	6
11	応募資格及び応募条件	6
12	スケジュール	7
13	募集要項の配布・現地説明会等について	7
14	申請の手続(提出期限)	8
15	優先交渉権者の選定及び審査基準等	9
16	協定の締結	10
17	事業実施状況の監視等	11
18	その他事項	11
19	参考資料	12
20	問い合わせ先	12

1 宜野湾港マリーナ指定管理者の募集について

公の施設の管理については、これまで公共団体や県が出資している一部の法人等に限られてきましたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するとともにサービス向上と経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度が導入され、民間事業者を含むその他の団体も指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、沖縄県では宜野湾港マリーナのより適切な管理運営を目指し、平成18年度から指定管理者制度を導入しました。今回、平成21年3月31日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了することから、地方自治法第244条の2第3項並びに沖縄県港湾管理条例第16条の規定に基づき、指定管理者の募集を行います。

2 宜野湾港マリーナの設置目的

宜野湾港マリーナは、沖縄本島中部の西海岸に位置し、昭和62年に沖縄県で開催された第42回国民体育大会(海邦国体)の夏季大会ヨット競技開催地として整備され、国体後は、県下最大規模の公共マリーナとして海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興、海事思想の普及振興、観光振興に資することを目的として設置されております。

また、海洋性スポーツ・レクリエーション等の需要へ対応するため、宜野湾港マリーナの拡張整備が進められ、現在は694隻の収容が可能であり、今後も利用状況を見ながら規模を拡張する予定です。

今後は、海洋性レクリエーション活動の多様化に伴う新たなニーズの対応や広く県民に開かれた公共マリーナとしての活用が期待されています。

3 指定管理者による管理運営の基本的な考え方

- (1) 施設の使用許可等「公の施設」の管理に関する権限を指定管理者に委任して管理を行っていただくことから、利用の平等性、公平性、適正なサービス、守秘義務の確保等を含め、これまで地方公共団体が果たしてきた義務や責任を指定管理者においても果たしていただく必要があります。
- (2) 上記「2 宜野湾港マリーナの設置目的」を踏まえ、公共性の確保するとともにマリーナの利用促進・活性化を図り、効果的・効率的な管理運営に努めるものとします。
- (3) 指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理運営費の節減に努めるものとします。
- (4) 指定管理者においては、宜野湾港マリーナの現状を正確に把握しつつ、施設の使用許可等の業務を公正かつ中立に実施していただくとともに、施設の維持・修繕等の業務を適正かつ効率的に実施していく必要があります。
- (5) 広く県民が訪れる施設として、子供から大人までルールを守り、楽しくかつ安全に施設を利用できるように、各施設の位置、機能等を十分に把握した上で、適正な管理を行うものとします。
- (6) 事故等を未然に防ぎ、災害や緊急時の連絡体制、救助等の適切な職員配置体制をとるものとします。

4 施設の概要

- (1) 所在地：宜野湾市真志喜4-4-1
- (2) 施設の概要：総面積11.8ha(マリーナ用地6.2ha、ふ頭用地1.2ha、緑地4.3ha)

ア 収容可能隻数(H20.6.20現在)

海上係留施設：357艇(208)

陸置施設：324艇(181)

 ボートヤード：224艇(115)

 ディンギーヤード：100艇(66)

合計：681艇

- ・()内は、H20.6.20現在の収容実績(長期保管)
- ・ディンギーヤードは、ラックを使用した場合の数字を含んでいる。ラックを使用した場合、ディンギーヤード1区画に複数隻の保管が可能であり、収容可能隻数は、当該隻数をカウントしたものとなっている。ラックを使用せず、平置きにした場合のディンギーヤードの隻数は、下記のとおりである。

※ディンギーヤード隻数：55艇

(参考)ディンギーを除いた場合の収容可能隻数：収容可能隻数 581艇

イ 施設

- ・海上係留施設
- ・陸置施設
- ・泊地
- ・スロープ(ディンギーヨット用、ボート用)
- ・公共埠頭(岸壁、物揚場、スロープ等)
- ・緑地：約4.3ha(西緑地(駐車場、トイレ、東屋等を含む)、道路沿緑地)
- ・クレーン(15t対応)：1機
- ・揚降機(ボートリフター)：1機
- ・フォークリフト：1台
- ・トラクターショベル：1台
- ・給電施設：45基(浮棧橋パワーポスト)
- ・給水施設：45基(浮棧橋パワーポスト)
- ・建物：新マリーナ管理棟
- ・建物：旧管理棟(艇庫を含む)
- ・給油施設
- ・船台：5台
- ・駐車場施設：702台
- ・西緑地駐車場：125台

5 指定管理者の業務

指定管理者は、指定管理業務として次の業務を行うものとします。

業務の具体的内容については、参考資料に添付した「宜野湾港マリーナ管理運営業務基準」(以下「管理運営業務基準」という。)のとおりです。

(1) 施設の使用許可等に関する業務

ア 次に掲げる施設の使用許可・使用許可の取消、入出港届の受理、使用料の收受(収納)に関する業務、権利義務の承継の届出の受理等のほか、イベント等に伴う調整、施設利用者に対する各種指導等を行います。

- (7) 浮棧橋、陸置場、物揚場、艇庫
- (イ) 会議室
- (ウ) 船具ロッカー、更衣ロッカー、シャワー
- (エ) 揚降機、クレーン
- (オ) 駐車場
- (カ) 給水施設、給電施設、給油施設

イ 条例第6条に基づく入出港届の受付及び中部土木事務所への回付等を行います。

(2) 施設の維持管理に関する業務

次に掲げる施設における清掃、巡視、点検、修繕等の維持管理業務を行います。

ア 海上係留施設、陸置施設、クレーン、揚降機、給油施設等船舶関連施設

イ 公共埠頭

ウ 臨港道路

エ 駐車場

オ 緑地(西緑地3.2ha(駐車場、トイレ、東屋等を含む)、道路沿緑地1.1ha)

(3) 宜野湾港マリーナ施設利用者の安全管理等のサービス業務

(4) 災害時及び荒天時における対応

(5) 自動料金徴収機による駐車場利用料金の徴収・収納業務

(6) 宜野湾港マリーナの広報及び利用の促進に係る業務

(7) 給油施設の管理運営業務

6 自主事業

指定管理者は、指定管理者自らが行う事業(以下「自主事業」という。)として、施設利用者利便提供事業及び指定管理者提案事業を県と協議の上実施できるものとします。

(1) 施設利用者利便提供事業

施設内において、公共性を確保しながら、施設利用者及び施設の利便を促進・補完することを目的とした指定管理者自らを実施する事業で、当該事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。

なお、自主事業の実施にあたっては、県に対して事前に提案を行い、承認を得る必要があります。

(2) 指定管理者提案事業

指定管理者提案事業は、海洋性スポーツレクリエーションの振興に寄与し、広く県民(施設利用者を含む。)の利用を促進することを目的に、指定管理者が自ら実施する取組・事業で、当該事業により得られる収入は指定管理者の収入とします。

なお、自主事業の実施にあたっては、県に対して事前に提案を行い、承認を得る必要があります。

宜野湾港マリーナの設置目的、管理運営の基本的考え方を踏まえ、下記の点に留意し、提案してください。

ア 施設の設置目的・基本的考え方に沿ったものであること。

イ 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。

ウ 施設利用者の施設利用を妨げるものではないこと。

エ 公共性の確保が図られていること。(広く県民の利用に供するものであること等)

7 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3年間)

8 管理に要する経費

(1) 経費の支払い

宜野湾港マリーナ施設使用料については、指定管理者の収入とすることはできません。

県が指定管理者に支払う指定管理業務に係る経費(以下「指定管理料」という。)の上限額は次のとおりとします。

指定管理料の上限額

平成21年度(H21.4.1~H22.3.31) : 55,000千円

平成22年度(H22.4.1~H23.3.31) : 55,000千円

平成23年度(H23.4.1~H24.3.31) : 55,000千円

合 計 : 165,000千円

指定管理料は、指定申請者が提出する事業計画において提示してください。

なお、提示していただく指定管理料は、緑地(国道沿緑地、西緑地)に係る経費も含むものです。

指定管理料の金額、支払時期及び支払い方法については、指定管理者の指定後に締結する協定により決定します。

(2) 自主事業(施設利用者利便提供事業及び指定管理者提案事業)

自主事業である施設利用者利便提供事業及び指定管理者提案事業に係る費用について県は負担せず、収入は指定管理者の収入とします。

なお、県有施設を使用した場合は、施設使用料を県に支払うこととします。

(3) 管理口座、経理区分

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経費、自主事業に係る収入及び経費並びにその他の業務に係る収入及び経費は区分して経理してください。

9 管理の基準等

(1) 指定管理業務の実施に係る管理の基準

指定管理者は、次のアからウまでの事項及び別添「管理運営業務基準」に従い、宜野湾港マリーナの管理業務を実施します。

ア 関係法令、条例等の遵守

港湾法、地方自治法、沖縄県港湾管理条例(以下「条例」という。)、沖縄県港湾管理条例施行規則(以下「規則」という。)、沖縄県財務規則、沖縄県公有財産規則、消防法、水道法等の関係法令及び県の関係例規のほか、港湾の管理に関して県の示した運用基準等を遵守して施設を管理します。

イ 施設の利用時間等

(ア) マリーナ施設等の休港日について

a 火曜日

- b 12月29日から翌年の1月3日まで
ただし、指定管理者は、知事の承認を得て休港日を変更することができる。

(イ) 使用時間について

- a 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで
- b a以外の期間 午前9時から午後5時まで

ただし、指定管理者は、知事の承認を得て、使用時間を変更することができる。

ウ 指定管理者の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行します。

(7) 文書取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に、管理及び保存するものとしします。また、指定管理期間終了時に、県の指示に従って引き渡すものとしします。

(イ) 情報公開規程の整備

指定管理者が業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとしします。

(ウ) 個人情報保護の取扱

指定管理者は沖縄県個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置講じるものとしします。

指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第12条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第66条に基づく罰則が適用される場合があります。

(エ) 手続規程等の整備

使用許可の取消など行政処分の実施に係る手続規程の整備を行い、適正な執行体制を確保します。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとしします。

(オ) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとしします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様としします。

(カ) 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行います。手持現金の取扱に係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとしします。

(キ) 施設、備品管理体制の確立

施設、備品の管理について、台帳等を整え、適正に管理します。なお、指定管理者が指定管理業務遂行上必要なものとして購入した物品は県に帰属するものとしします。

(ク) 業務委託の制限

次の業務は、第三者に委託することはできません。

- a 施設の使用許可に係る業務

- b 入出港届の受付・管理業務
- c 出帰港届の受理業務
- d 関係機関、関係団体等との調整業務
- e 災害又は緊急時の対応業務

上記以外の業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければなりません。なお、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

(委託できる業務の例示)

- a 電気保安業務
- b 警備業務
- c 清掃業務
- d 水槽検査業務
- e 税務申告業務
- f 放置艇等移動業務等

(2) 業務に必要な物品の調達

指定管理者の行う業務の遂行上必要な物品の一部については県が貸し付けるものとします。

指定管理者は、指定管理業務の開始までに沖縄県の承認を得てください。

なお、宜野湾港マリーナ施設の管理対象設備表及び貸付物品一覧表として、別添の「管理運営業務基準」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

(3) 事業計画書、実績報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、指定管理業務、指定管理者提案事業に係る計画書、実績報告書等を県に提出するものとします。

ア 事業計画書及び収支予算書の提出

8月：年間業務計画書及び収支予算書(翌年度)

イ 実績報告書等の提出

毎年4月30日まで：事業報告書の提出(4月1日～翌年3月31日までの事業実績)

10 県と指定管理者のリスク分担

指定管理業務に係る県と指定管理者のリスク分担は、参考資料に添付した「リスク分担表」のとおりとします。

なお、県と指定管理者のリスク分担に疑義がある場合又はリスク分担表に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

11 応募資格及び応募条件

(1) 応募資格については、以下のすべてを満たす者とします。

ア 法人、その他の団体であること。

イ 沖縄県内に主たる事務所を有していること。(法人であれば、現在事項全部証明書等で確認される本店もしくは主たる事務所の所在が沖縄県内にあること)。

ウ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

エ 会社更生法(昭和27年6月7日法律第172号)及び民事再生法(平成11年12月22日法律

第225号)等による手続をしている団体でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

カ 国税及び地方税の滞納がないこと。

キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本県における一般競争入札等の参加を制限されているものでないこと。

ク フォークリフト運転免許、クレーン運転免許、大型特殊免許、危険物取扱主任者乙種4類以上、玉掛技能講習終了者の有資格者を従事させることができること。

(2) 共同企業体による応募について

ア 共同企業体での応募は、代表者又は代表となる団体(出資額の割合が最大のものをいう。)を決定すること。指定管理者の選定後、県と指定管理者の間で締結する協定(以下「協定」という。)は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこととなる。また、共同企業体については、建設業界で通常に行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。

イ 共同企業体による応募において、各構成員は上記(1)の資格を満たさなければならない。ただし、上記(1)のクについては、構成員いずれかの在籍で足りるものとする。

ウ 同一団体及び企業が、複数の共同企業体にまたがり、同一の募集区分を重複して応募することはできない。

12 スケジュール

(1) 指定管理者の選定スケジュール

ア 募集要項等の公表	平成20年8月22日(月)
イ 指定管理者募集の説明会	平成20年9月8日(月)
ウ 公募に対する質問の受付期限	平成20年9月12日(金)
エ 質問の回答期限	平成20年9月22日(月)
オ 指定管理者指定申請書等の提出期限	平成20年10月20日(月)
カ 制度運用委員会による審査	平成20年10月下旬
キ 選定結果の公表	平成20年11月上旬
ク 優先交渉権者との協議・仮協定締結	平成20年11月上旬頃
ケ 県議会による議決	平成20年11月議会予定
コ 指定管理者との協定締結	平成21年3月中
サ 業務開始	平成21年4月1日

13 募集要項の配布・現地説明会等について

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間：平成20年8月22日(金)～10月20日(月)
- イ 配布時間：土曜、日曜及び祝祭日を除き、午前9時～午後5時
- ウ 配布場所：沖縄県土木建築部港湾課

(2) 現地説明会

- ア 開催日時：平成20年9月8日(月)午後3時から午後5時まで
- イ 集合場所：宜野湾港マリーナ管理事務所管理棟

ウ 申込方法：現地説明会への参加希望法人(団体)は、8月29日(金)午後5時までに、次の連絡先に別紙「参加申込書(様式10)」によりFAX又は文書で申込んでください。なお、参加人数は各法人(団体)ごと2名までとします。

エ 連絡先：沖縄県土木建築部港湾課 管理班
住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目二番二号
電話：098-866-2395 FAX：098-866-2468

(3) 公募に対する質問の受付

ア 質問期間：平成20年8月25日(月)～9月12日(金)

イ 質問方法：質問は別紙「質問書(様式9)」に記載し、下記へ持参又はFAXより提出すること。

沖縄県土木建築部港湾課 管理班
住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目二番二号
電話：098-866-2395 FAX：098-866-2468

ウ 回答方法：質問の回答は、質問者にFAX等により回答するとともに、沖縄県土木建築部港湾課のホームページにも掲載します。なお、誤解を防ぐため、質問期間外の質問、口頭又は電話による質問には回答しないものとします。

14 申請の手続(提出期限)

指定管理者指定申請書等(下記(2)の申請書類)の提出期限は平成20年10月20日(月)の午後5時までとし、提出の際は、事前に電話連絡の上、沖縄県土木建築部港湾課管理班へ持参又は書留による郵送で提出してください。

なお、郵送の際には、平成20年10月20日(月)の当日の消印有効とします。

(注)郵送による場合でも事前に電話連絡をお願いします。

(1) 申請書類の提出

ア 受付期間：9月22日(月)から10月20日(月)午後5時まで

イ 提出先：沖縄県土木建築部港湾課 管理班
住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目二番二号
電話：098-866-2395 FAX：098-866-2468

ウ 提出部数：正本1部、副本9部

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書第13号様式(第12条関係)

イ 添付書類

(7) 事業計画書

(イ) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び現在事項全部証明書

(ウ) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)

(エ) 申請に係る業務の実施方法を記載した書類(別添様式による)

(オ) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録、税務申告書、その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

(カ) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(キ) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- a 法人である団体にあつては、国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)
 - b 法人でない団体にあつては、代表者の国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)
- (ク) 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し
- ウ 共同企業体は、各構成員すべてにおいて、イの申請に関する添付書類をすべて提出すること。また、各構成員で交わした協定書を提出すること。

※用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※提出部数については、(2)の申請書類を一組にして、各々A4フラットファイルに綴じたものを、正本1部、副本9部とする。

15 優先交渉権者の選定及び審査基準等

(1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県土木建築部港湾課において、申請者の資格要件の適否審査を行いません。資格審査の結果は、別途通知します。

(2) 指定管理者制度運用委員会による審査

制度運用委員会による審査は、資格要件の適合した指定管理者指定申請書を基に、審査基準に基づき「沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会」で審査を行い、指定管理者の優先交渉権者を選定します。

選定委員による審査の際にプレゼンテーションを要する場合には、日時等について別途通知します。

選定結果については応募者全員に通知します。

なお、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じられません。

(3) 審査基準

次に掲げる基準により審査し、最も適切に宜野湾港マリーナの管理を行うことができると認めるものを優先交渉権者として選定します。

ア 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

イ 事業計画書等の内容が、宜野湾港マリーナの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること。

エ 上記アからウに掲げるもののほか、宜野湾港マリーナの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(4) 審査基準(審査項目)

審査基準	審査項目
1 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的・管理の基本的考え方 ・県民の平等利用の確保
2 事業計画書等の内容が、宜野湾港マリーナの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾港マリーナの設置目的と事業内容の適合性 ・利用者のサービス向上のための取組内容 ・利用促進を図るための取組内容 ・利用者の意見の反映、業務改善への取組内容 ・企画提案(自主事業等)の有無、内容 ・管理運営費の節減
3 事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的能力(管理運営組織、人員配置等)の内容 ・物的能力(収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等の内容) ・維持管理業務の内容 ・安全管理業務の内容 ・自己評価・モニタリングに対する内容 ・個人情報保護に対する取組内容 ・申請者の実績(同種の施設の管理運営実績) ・申請者の安定性、健全性(財務状況、資産、提携団体等)
4 宜野湾港マリーナの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全般に対する取組姿勢 ・海事思想の普及

16 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の優先交渉権者の選定後、県は優先交渉権者と業務を実施する上で必要となる事項について協議を行い、協議が整った場合は、議会の議決を経て指定管理者の指定を行い、指定後に協定を締結します。

なお、指定管理者の優先交渉権者と協議が整わない場合は、制度運用委員会で次点となった応募者と協議することになります。

(2) 協定が締結できない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

- イ 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でない認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ 応募(申請)資格を喪失したとき。

17 事業実施状況の監視等

(1) 指定管理業務に係る資料の提出等

県は、指定管理業務について、管理運営業務基準等に従って適切に管理しているかどうかについて、関係書類の閲覧又は提出を求めることができます。

また、指定管理者のサービス提供事業の実態等を把握するため、施設利用者利便提供事業及び指定管理者提案事業に係る資料についても同様とします。

なお、報告等を受けた結果、指定管理者の行う業務が管理運営基準等の求める水準に達していないと判断した場合は、県は、業務の改善等必要な指示を行い、改善がみられない場合は、業務の停止、指定の取消を行うものとします。

(2) 指定管理者による県への報告

指定管理者は、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(3) 帳簿書類等の提出

監査委員等が監査等をするため必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

18 その他事項

(1) 応募の際に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。

(2) 軽微な変更を除き、提出された書類の変更は認めません。

(3) 提出された書類は、沖縄県情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。

(4) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。その場合の措置については次のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該機関内に改善することができなかつたときは、県は、指定管理者の指定を取消することができます。

イ 上記アにより、指定管理者の指定を取消された場合、指定管理者は県に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は業務の継続の可否等について協議することとします。

(5) 指定管理者選定の除外等

申請者が、次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の選定の対象から除外します。

また、指定管理者の指定を行った後に、次のいずれかの場合に該当することが明らかになった場合には、当該指定を取消します。

- ア 指定管理者指定申請書及び添付書類の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- イ 応募書類の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- ウ 応募書類等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- エ その他、指定管理者の募集等に関して不正な行為があったとき。

(6) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(7) 業務の引継について

指定期間の終了又は指定の取消により、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、円滑な引継に協力しなければなりません。

19 参考資料

- (1) 宜野湾港マリーナ管理運営業務基準
- (2) 宜野湾港マリーナ施設平面図
- (3) 宜野湾港マリーナ業務区分表
- (4) リスク分担表
- (5) 施設設備一覧表(管理対象施設範囲を含む。)
- (6) 貸付物品一覧表
- (7) 業務実施関係資料
- (8) 応募関係書類
 - ア 指定管理者指定申請書(様式1)
 - イ 共同企業体構成員表(様式2)
 - ウ 共同企業体協定書(任意様式)
 - エ 事業計画書(様式3)
 - オ 収支予算書(様式4)
 - カ 団体概要(様式5)
 - キ 職員の配置計画(様式6)
 - ク 宣誓書(様式7)
 - ケ グループによる申請にあたっての誓約書(様式8)
 - コ 募集要項に関する質問書(様式9)
 - サ 説明会参加申込書(様式10)

20 問い合わせ先

沖縄県土木建築部港湾課 管理班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目二番二号
電話：098-866-2395 FAX：098-866-2468